

(3) 主伐として伐採をすることができ... 木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百四号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

農林水産大臣 吉川 貴盛 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十月二十三日農林水産省告示第千六百八十一号(一に係るものに限る。) 二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 変更しない。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百五号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年二月八日 農林水産大臣 吉川 貴盛 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所新潟県岩船郡関川村大字安角字大溝八〇〇の(一次の図)に示す部分に限る。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

農林水産大臣 吉川 貴盛 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所愛媛県西予市宇和町明間四四四、四四五、四四六〇の一、四六一の一、野村町予子林七四一四の一、七四三四の一、七四五三の一、城川町窪野四四〇四の一、四五〇四の二、四五〇五から四五一〇まで、四五四二から四五四四まで

二 保安林として指定された目的 水源の涵養 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇和町明間四四五・四五三・野村町予子林七四三四の一・城川町窪野四五〇六・四五〇七・四五一〇・四五四二から四五四四まで(以上九筆について次の図に示す部分に限る)、四五〇八、四五〇九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。 3 主伐として伐採をすることができ... 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○経済産業省告示第二十四号 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百四十七号)第十一條第一項の規定に基づき、平成三十一年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成三十二年通商産業省令第百九十二号)第十七條の規定に基づき、公示する。

Table with columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Lists names and registration numbers for small business diagnosticians.

○経済産業省告示第二十五号 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成三十二年通商産業省令第百九十二号)第十三條第三項の規定に基づき、平成三十一年二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七條の規定に基づき、公示する。

Table with columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Lists names and registration numbers for updates to the diagnostician register.

○経済産業省告示第二十六号 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百四十七号)第十一條第一項の規定に基づき、平成三十一年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成三十二年通商産業省令第百九十二号)第十七條の規定に基づき、公示する。

Table with columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Lists names and registration numbers for re-registrations of diagnosticians.

○経済産業省告示第二十九号 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号。以下、「法」という。)第三十九條第二項において準用する法第三十八條第一項の規定に基づき、平成三十一年二月三日付けで競技実施法人として次の法人の指定を更新したので、法第三十九條第二項において準用する法第三十八條第二項の規定に基づき、公示する。

Table with columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Lists names and registration numbers for bicycle racing organizations.

○経済産業省告示第二十八号 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成三十二年通商産業省令第百九十二号)第十五條第一項第二号の規定に基づき、平成三十一年一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七條の規定に基づき、公示する。

Table with columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Lists names and registration numbers for the removal of diagnosticians.

平成三十一年二月八日 経済産業大臣 世耕 弘成

一 名称 公益財団法人JKA 二 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号 品川シーズンテラス二十五階 三 事務所所在地 東京都港区港南一丁目二番七十号 品川シーズンテラス二十五階

平成三十一年二月八日 経済産業大臣 世耕 弘成